

令和3年11月30日
政策経営部広報広聴課

江東区個人情報保護条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和3年法律第37号）の施行による「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の一部改正等に伴い、「江東区個人情報保護条例」（以下「条例」という。）で引用している法令、条文（号ずれ）の改正等を行う。

2 改正の概要

- (1) 「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行による「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号）及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号）の廃止に伴い、定義規定において引用する法令を変更する。（第2条関係）
- (2) 「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行による番号法の一部改正に伴い、引用条文の改正（号ずれへの対応）を行う。（第18条、第34条関係）
- (3) 「デジタル庁設置法」（令和3年法律第36号）の施行による番号法の一部改正に伴い、情報提供ネットワークの設置及び管理が総務省からデジタル庁に改正されたため、条例に基づき情報提供等記録の訂正の実施をした場合における通知先を、総務大臣から内閣総理大臣に改める。（第34条関係）
- (4) その他規定を整備する。

3 施行日

公布の日。ただし、上記2(1)は、令和4年4月1日から施行する。

江東区個人情報保護条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この条例において「個人識別符号」とは、<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項</u>に規定する個人識別符号をいう。</p> <p>4～11 (略)</p> <p>12 この条例において「事業者」とは、法人その他の団体(次に掲げる者を除く。)又は事業を営む個人をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 独立行政法人等(<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項</u>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>第3条～第17条 (略) (特定個人情報の提供の制限)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 実施機関は、<u>番号法第19条第15号</u>の規定により特定個人情報を提供した場合(本人の同意があったときを除く。)は、速やかにその事実を審議会に報告しなければならない。</p> <p>第19条～第25条 (略) (第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、<u>開示決定をするときは、当該開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。</u>この場合において、実施機関は、開示決定後、直ちに当該意見書(第43条第1</p>	<p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この条例において「個人識別符号」とは、<u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第2項</u>に規定する個人識別符号をいう。</p> <p>4～11 (略)</p> <p>12 この条例において「事業者」とは、法人その他の団体(次に掲げる者を除く。)又は事業を営む個人をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 独立行政法人等(<u>個人情報の保護に関する法律第2条第9項</u>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>第3条～第17条 (略) (特定個人情報の提供の制限)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 実施機関は、<u>番号法第19条第16号</u>の規定により特定個人情報を提供した場合(本人の同意があったときを除く。)は、速やかにその事実を審議会に報告しなければならない。</p> <p>第19条～第25条 (略) (第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、<u>第24条第1項の決定(以下「開示決定」という。)</u>をするときは、<u>開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。</u>この場合において、実施機関は、開示決</p>

項及び第4項において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

第27条～第33条 (略)

(保有個人情報の提供先への通知)

第34条 実施機関は、第32条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第35条～第52条 (略)

(指定管理者に関する特例)

第53条 指定管理者(地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が同法第244条第1項に規定する公の施設(以下「公の施設」という。)の管理を行うに当たって個人情報(当該指定管理者が公の施設の管理を行うに当たって保有するものに限る。以下この条において同じ。)を取り扱う場合については、第3条第2項、第6条第2項、第7条第1項、第8条から第11条まで及び第14条から第19条までの規定を準用する。この場合において、次の表の左欄中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

2 前項に規定する場合における第5章の規定の適用については、次の表の左欄中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

第22条第3	国、独立行政	指定管理者、国、独
--------	--------	-----------

定後、直ちに当該意見書(第43条第1項及び第4項において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

第27条～第33条 (略)

(保有個人情報の提供先への通知)

第34条 実施機関は、第32条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第35条～第52条 (略)

(指定管理者に関する特例)

第53条 指定管理者(地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が同法第244条第1項に規定する公の施設(以下「公の施設」という。)の管理を行うに当たって個人情報(当該指定管理者が公の施設の管理を行うに当たって保有するものに限る。以下この条において同じ。)を取り扱う場合については、第3条第2項、第6条第2項、第7条、第8条から第11条まで及び第14条から第19条までの規定を準用する。この場合において、次の表の左欄中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

2 前項に規定する場合における第5章の規定の適用については、次の表の左欄中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

第22条第3	国、独立行政	指定管理者、国、独
--------	--------	-----------

号、第5号及び第6号	法人等	立行政法人等
第23条第1項	実施機関	指定実施機関
(略)		
第54条～第62条 (略)		

号	法人等	立行政法人等
第22条第5号	国の機関、独立行政法人等	指定管理者、国の機関、独立行政法人等
第22条第6号	国の機関、独立行政法人等	指定管理者、国の機関、独立行政法人等
第23条第1項	実施機関	指定実施機関
(略)		
第54条～第62条 (略)		
附 則		
この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第3項の改正規定及び同条第12項第2号の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。		